

令和7年度甲種防火管理（再講習）実施要領

喜多方地方広域市町村圏組合消防本部

甲種防火管理講習の修了者に対する再講習を次のとおり実施いたします。

- 1 日 時 令和7年8月19日(火) 9時30分～11時30分まで
※ 受付 9時～9時20分
- 2 場 所 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部 2階講堂・屋外訓練塔他
喜多方市関柴町上高額字割田4番地1
TEL 0241-22-6213（予防課）

3 講習科目

- (1) 最近の法令改正の概要
- (2) 火災事例研究
- (3) 消防設備の取扱い要領

※筆記用具をご持参ください。（上履きは不要です。）

4 講習定員 25名

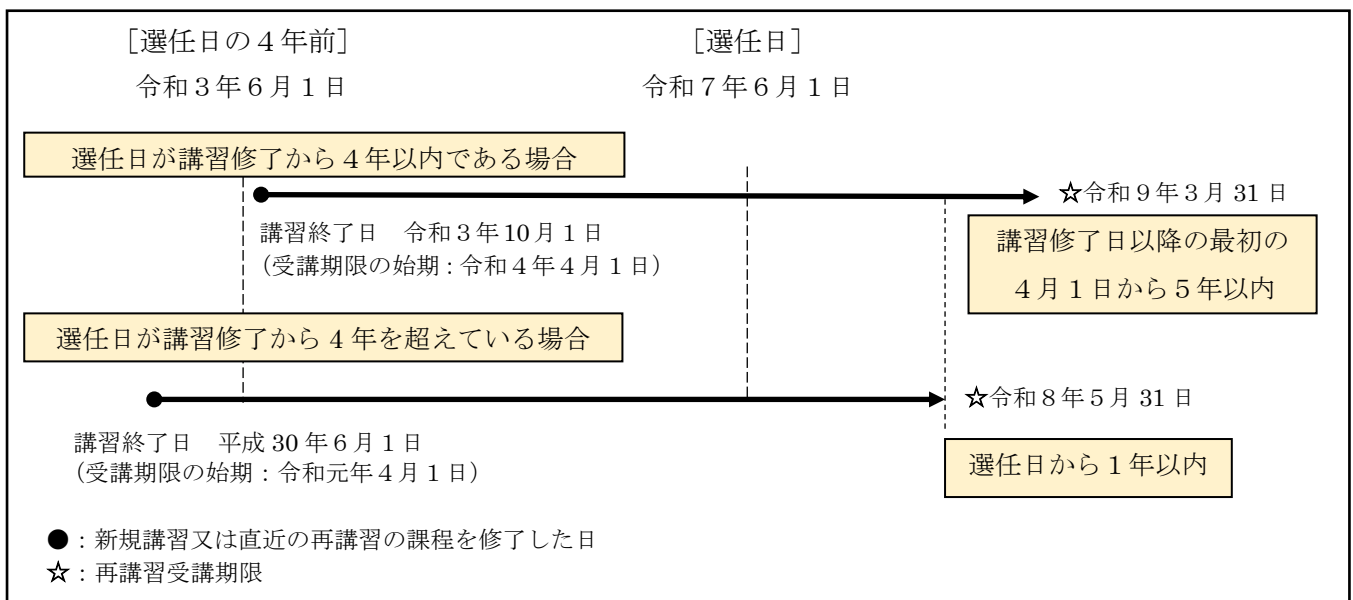
5 受講対象者

(1) 受講対象者等

収容人員が300人以上の特定防火対象物（劇場・集会場・飲食店・店舗・ホテル・病院等不特定多数の人が出入りする建物）の甲種防火管理者

(2) 受講義務の期限

上記対象者が防火管理者に選任された日が講習修了日（新規の甲種防火管理講習又は直近の再講習の課程が修了した日）から4年以内である場合は講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内ごとに、選任された日が講習修了日から4年以上経過している場合は選任された日から1年以内に再講習を受講しなければならない。



6 受講料 2,000円(テキスト代、修了証、その他諸経費含む)

※テキストは、講習会当日に配布いたします。

7 受講手続

(1) 受講申込書は消防本部・各署・各分署で準備してあります。また、喜多方消防本部ホームページ(<http://119.kouiki.kitakata.fukushima.jp>)からもダウンロードできます。

(2) 受講を希望する方は、受講申込書及び受講票に必要事項を記載し、郵送、持参又は電子メールにより申し込みを行って下さい。なお、持参により申し込みをする場合は、消防本部、各消防署、各分署へ直接申し込みを行って下さい。

※電子メール、郵送で申し込みの方は、受講当日に受講料をお支払いください。

(3) 受講票に6ヶ月以内に撮影した写真(無帽、無背景、正面上三分身像)を貼ってください。

※携帯電話、デジタルカメラ等で撮影した写真使用可

(4) 本講習を受講される方は、申請時に甲種防火管理新規講習の修了証(写し)を添付してください。

(5) 申込先

電子メール: fdyobo@kouiki.kitakata.fukushima.jp

郵 送: 〒966-0015 福島県喜多方市関柴町上高瀬字割田4番地1

8 受付期間 令和7年7月7日(月)～令和7年8月8日(金)まで

(定員になり次第締め切りとします。)

9 修了証の交付 全単位を修了した方については修了証を交付します。

10 その他

(1) 駐車場につきましては、消防本部東側に設けますのでご利用ください。

(2) 申し込み後に欠席する場合は、消防本部予防課(TEL0241-22-6213)までご連絡ください。

(3) 受講者が10名に満たない場合は、講習を中止させていただきますのでご了承ください。

【問い合わせ先】

消防本部・喜多方消防署 〒966-0015 喜多方市関柴町上高瀬字割田4番地1 TEL0241(22)6213

北塩原分署 〒966-2701 北塩原村大字桧原字剣ヶ峯1093番地730 TEL0241(32)2020

山都分署 〒969-4135 喜多方市山都町字広中新田1167番地 TEL0241(38)2119

西会津消防署 〒969-4406 西会津町野沢字原町50番地 TEL0241(45)3119